

24自第1852号
平成25年3月7日

国土交通省九州地方整備局長
国土交通省大阪航空局長 殿

福岡県知事 小 川 洋
(環境部自然環境課)



福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全
の見地からの意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

[別紙]

1 全般的事項について

環境影響評価に当たっては、本事業が既設空港の滑走路増設事業であることを踏まえ、現在の環境がどのように変化するかを予測・評価し、環境影響評価図書にわかりやすく記載すること。

2 個別的事項について

(1) 大気質

航空機の運航に伴い排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質については、空港や飛行経路の周辺地域への影響が考えられることから、飛行の経路と高度、住宅の分布等を十分に考慮し、適切な調査地点を設定すること。

(2) 騒音

ア 航空機の運航に伴い発生する騒音については、滑走路の増設に伴い影響がより広範囲に及ぶことが考えられるため、関係市町が独自に実施している調査内容を把握するとともに、飛行の経路と高度、住宅の分布等を十分に考慮した上で、関係市町内における調査地点の追加など、適切な調査地点の設定を行うこと。

また、予測・評価に当たっては、調査地点における点的なものだけでなく、面的な広がりについてもわかりやすく示すこと。

イ 航空機騒音に係る評価指標が WECPNL から L_{den} に変更されることから、予測・評価についてはタクシーイング（地上走行）やアイドリングなどの地上騒音を含めて適切に実施すること。また、改正前の評価指標を併用するなど、既存データとの比較検討ができるようにわかりやすく整理すること。

(3) 低周波音

航空機の運航に伴い発生する低周波音については、予測・評価のために必要な情報を十分に得られるかを検証した上で、調査地点を追加するなど、適切な調査地点の設定を行うこと。なお、調査地点の選定理由については、その根拠を具体的に示すこと。

また、気象等の影響を受けることから、現時点で設定している測定日数が十分かどうかを再度検討した上で、必要な調査期間を設定すること。

(4) 動・植物

水生の動・植物、特に希少種等については、造成工事に伴い発生する土砂による影響が懸念されることから、現状の把握に努め、適切な予測・評価を実施すること。

(5) 地形・地質等

滑走路の増設に当たっては一定規模の盛土も想定されることから、これに伴う工事区域外の地形・地質への影響の可能性について検討し、必要に応じて所要の調査・予測等を行うこと。

3 その他

(1) 本県においては、地球温暖化対策として二酸化炭素等の排出削減に取り組んでいることを踏まえ、工事計画の策定に当たっては、低燃費・低公害型の建設機械、運搬車両の使用、効率的な施工などについて検討し、その内容を準備書に記載すること。

(2) 航空機騒音の予測に用いたモデル式及びパラメーター、予測精度の確保のための手法、予測条件である飛行経路別の機種及び便数等については、準備書に具体的にわかりやすく記載すること。